

全 設 健 発 第 1130 号
令 和 2 年 6 月 30 日

事 業 主 殿

全国設計事務所健康保険組合
理 事 長 内 田 勝 巳
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての健康保険の標準報酬月額保険者算定の特例について

謹啓 初夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当組合の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴う自粛要請等を契機として、休業に伴い所得が急減する被保険者が相当数生じている状況があります。

こうした特別の状況を鑑み、令和2年6月24日付保保発0624号第1号厚生労働省の通知により、通常の時給改定（月額変更届）によって算定する額によらず、定時決定（算定基礎届）までの間について、現状に適合した形で標準報酬月額を改定できるようにするため、臨時の特例措置（保険者算定）が講じられることとなりましたのでお知らせいたします。

なお、詳細につきましては、「別紙」をご覧ください、ご不明な点がございましたら担当までお問い合わせください。

謹白

新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての健康保険の標準報酬月額保険者算定の特例について

全国設計事務所健康保険組合

1. 趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴う自粛要請等を契機として、休業に伴い所得が急減する被保険者が増加している現状があります。また、雇用保険法の臨時特例等に関する法律により、新たに新型コロナウイルス感染症対応休業支援金が創設されるなど、休業中に賃金を受けることができなかった従業員に特例の措置が講じられております。

こうした状況を鑑み、休業があった被保険者について、通常の随時改定（月額変更届）によらず、定時決定（算定基礎届）までの間につき、迅速かつ現状に合った標準報酬月額に改定できるようにするため随時改定（月額変更届）の臨時特例措置が講じられます。

2. 内容

通常の随時改定（月額変更届）は、固定的賃金の変動月から3ヶ月間の報酬の平均額が、現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた場合、4ヶ月目で改定します。

今回の新型コロナウイルス感染症による特例措置は、**休業の著しく報酬が低下した1ヶ月分の報酬額で算定ができ、その翌月を改定月**とすることができ

ます。通常の随時改定（月額変更届）とは異なる限定的な取り扱いとなりますのでご注意ください。

- ① 報酬が著しく低下した月（急減月）（※）の1ヶ月分が、現在の標準報酬月額より2等級以上低下していれば、その翌月分が改定月となります。
- ② 固定的賃金の変動の有無に関わらず改定することができます。
- ③ 急減月に報酬の支給がない場合も該当となり、その場合は、最低等級の標準報酬月額の改定となります。
- ④ 事業主からの休業命令等で休業している場合は、休業日も報酬の支払基礎日数に含みます。

（※） 事業主が新型コロナウイルス感染症の影響で休業させた事に伴い、著しく報酬が低下した月のことです。

3. 対象月（急減月）（※1）

令和 2 年 4 月（緊急事態宣言が発せられた月）～7 月（※2）まで

（※1） 対象月は、実際に報酬が支給された月となります。

例えば、4 月 1 日～30 日までの給料を、5 月に支払うなど、給与の支払いが翌月になる場合は、その事業所の給料は 4 月分であったとしても、実際に支給された 5 月が対象月（急減月）となります。

（※2） 本特例措置が、定時決定までの間であることから、定時決定による改定月（9 月）の前月分の保険料（8 月分）までが改定の対象となります。

本特例措置は、対象月（急減月）の翌月が改定月となります。

4. 対象者

下記のすべてに該当することが必要となります。

- ① 事業主が、新型コロナウイルス感染症の影響により休業（※1）させたことにより、急減月が生じた者であること
- ② 対象月（急減月）に支払われた報酬が現在の標準報酬月額と比べて 2 等級以上低下した者であること（※2）
- ③ 本特例措置による改定を行う事について、本人が書面で同意している者であること
- ④ 急減月とその前 2 ケ月において報酬の支払基礎日数が 17 日以上あること（特定適用事業所等における短時間労働者は、11 日以上）

（※1） 休業とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全 1 日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において 1 時間以上労働することができない状態をいいます。

（※2） 2 等級以上低下した者には、次の場合を含みます。

（イ） 健康保険第 50 級の標準報酬月額にある者の報酬月額（141 万 5 千円以上の場合に限る。）が降給したことにより、その算定月額が健康保険第 49 級の標準報酬月額に該当することとなった場合

（ロ） 第 2 級の標準報酬月額にある者の報酬月額が降給したことにより、その算定月額が 5 万 3 千円未満となった場合

（注意）下記の場合は、本特例措置に該当しません。

- ① 急減月を含めて被保険者期間が 3 ケ月未満の場合は、健康保険法第 43 条第 1 項の規定上、本特例措置による届出の対象とはなりません。
- ② 急減月の翌月が資格喪失日となる者は、急減月の翌月の保険料が賦課されないため、本特例措置による届出の対象とはなりません。

なお、急減月の翌月末に退職する場合は、急減月の翌々月 1 日が資格喪失日となりますので対象となります。

5. 提出書類

① 被保険者報酬月額変更届

- ・記入方法につき、別添、**記入例**をご参照してください。
(当組合の届出用紙ではありませんのでご了承ください。)
- ・現行の月額変更届を使用してください。
- ・届出用紙の上段の余白に赤色で**特例**、⑮備考の 4.その他()の括弧内に**特例改定**と記入してください。
- ・3ヶ月の報酬月額を記載する⑨～⑬の一番下の欄に、急減月の支給月・日数・報酬等を記入し、⑯の修正平均額欄にもその報酬を記入してください。
- ⑰の健保の決定欄には、改定後の標準報酬月額を記入してください。
- ・④改定年月は、急減月の翌月を記入してください。

② 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る

申立書 (別添、**月額変更届【特例】用**を参照してください。)

- ・申立にあたり、申立書の1～6の項目に該当していることを確認し、チェックしてください。
- ・提出する方の被保険者番号を記入してください。
- ・急減月が異なる場合や、複数の被保険者分を数回に分けて届出する場合は、その都度、申立書の添付が必要です。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る

同意書(写) (別添、**参考様式**を参照してください。)

- ・原本は、事業所において、届出日から2年間は保管してください。
- ・同意書の1の給与支給月、通貨による額、現物による額、合計、改定年月は、事業主が記載してください。

本特例措置は、臨時特例的かつ限定的な随時改定(月額変更届)の取扱いのため、従来必要とする賃金台帳並びに出勤簿等の添付書類は不要といたします。

6. 提出締切日

令和3年2月1日(月)まで (当組合必着)

本特例措置による届出は、本特例措置の趣旨等も踏まえ、長期の遡及による保険料の賦課や給付の調整、給与事務の複雑化を防止する観点から、上記までの受付期間となります。

7. 注意点

①本人の同意

本特例措置による改定を行う場合は、被保険者の保険料額への影響だけでなく年金給付、傷病手当金や出産手当金の影響が生じることを、被保険者が十分に理解した上で同意することが必要です。

また、この**特例による標準報酬月額の改定が行われた後に、この同意を撤回することができません。**

このため、被保険者に不利益が生じないよう、その内容につき、本人の自署による同意を要するとともに、その同意書を適切に保管してください。

②届出の取扱い

保険料の賦課や給付、給与の複雑化を防ぐため、**同一被保険者の届出は1回限りとなり、届出後の対象月（急減月）の変更はできません。**

③対象月（急減月）の取扱い（対象月（急減月）が複数ある場合は、選ぶ事ができます。）

例えば、月末締め当月払いの事業所で、4月から休業が発生し、4月・5月ともに休業があり、急減月を4月として届出があった場合には、4月分の報酬の総額を基礎としてその翌月の5月分の保険料から反映する取り扱いとなります。（5月分の保険料は6月末が納期となります。）

また、この場合において、急減月を5月として届出があった場合には、5月分の報酬の総額を基礎として、その翌月の6月分の保険料が反映する取り扱いとなります。（6月分の保険料は、7月末が納期となります。）

④本特例措置による改定後、

休業が回復した場合の随時改定（月額変更届）の取り扱い

本特例措置による改定後、休業が回復した場合は、固定的賃金の変動の有無に関わらず、休業が回復した月（※）から継続して3ヶ月経過後、本特例措置で改定された標準報酬月額と比べて、2等級以上、上昇した場合は速やかに月額変更届の提出が必要となります。

（※） 休業が回復した月とは、報酬支払の基礎となった日が17日以上ある状態です。この場合の日数の算定は、報酬が発生していない日は、報酬の支払基礎日数として含まれません。

⑤急減月が4月と5月の場合（改定月が5月又は6月の場合）

本特例措置による急減月が4月又は5月の場合は、定時決定（算定基礎届）の提出は必要です。

⑥急減月が6月と7月の場合（改定月が7月又は8月の場合）

本特例措置による急減月が6月又は7月の場合は、定時決定（算定基礎届）の提出は不要です。

⑦厚生年金保険との関係

健康保険と厚生年金保険の運用上の一体性を確保するため、日本年金機構にも同様の手続きを行ってください。

（健保と年金では、標準報酬月額の等級の上限と下限が違う点に注意してください。）

⑧通常の随時改定（月額変更届）及び定時決定（算定基礎届）の取り扱い

本特例措置は、通常の随時改定及び定時決定とは異なる別途の手続きとして、臨時特例的かつ限定的な措置となります。

このため、通常の随時改定及び定時決定に、本特例措置の内容が適用されるものではありません。

ご不明な点がございましたら当組合第一業務部適用課（TEL03 - 3404 - 7344）

までお問い合わせください。

様式コード				
2	2	2	1	2

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者報酬月額変更届

70歳以上被用者月額変更届

令和 2 年 7 月 1 日提出

記入例

受付印

特例

社会保険労務士記載欄

氏 名 等

提出者記入欄

事業所整理記号	01	-	イロハ
事業所所在地	〒 999 - 9999 東京都杉並区高井戸西9-9-9		
事業所名称	株式会社 おんきん商事		
事業主氏名	年金 太郎		
電話番号	03 (9999) 9999		

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑦ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 適及支払額		⑩ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。	
	⑨ 給与支払月	⑩ 給与計算の基礎日数	報酬月額		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑮ 平均額	
	⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額					⑯ 修正平均額			
1	① 99	② 年金 太郎	③ 5-630503		④ 2 年 6 月		⑦ 昇(降)給		⑩ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。	
	⑤ 健 300	⑥ 厚 300	⑦ 元 9	⑧ 5	⑨ 昇給	⑩ 降給	⑪ 適及支払額	⑫ 総計	⑬ 平均額	⑭ 修正平均額
	⑨ 支給月 1 月	⑩ 日数 30	⑪ 通貨 150,000	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫) 150,000	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。	⑱ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。
	⑨ 支給月 2 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。	⑱ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。
	⑨ 支給月 3 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。	⑱ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。
2	新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が著しく減少した月の報酬のみ記載してください。 (前2か月分の報酬等を記載いただく必要はありません。)									
	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 元	⑧ 月	⑨ 昇給	⑩ 降給	⑪ 適及支払額	⑫ 総計	⑬ 平均額	⑭ 修正平均額
	⑨ 支給月 1 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。	⑱ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。
	⑨ 支給月 2 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。	⑱ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。
	⑨ 支給月 3 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。	⑱ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。
3	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 元	⑧ 月	⑨ 昇給	⑩ 降給	⑪ 適及支払額	⑫ 総計	⑬ 平均額	⑭ 修正平均額
	⑨ 支給月 1 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。	⑱ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。
	⑨ 支給月 2 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。	⑱ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。
	⑨ 支給月 3 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。	⑱ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。
	⑨ 支給月 4 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。	⑱ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。
4	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 元	⑧ 月	⑨ 昇給	⑩ 降給	⑪ 適及支払額	⑫ 総計	⑬ 平均額	⑭ 修正平均額
	⑨ 支給月 1 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。	⑱ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。
	⑨ 支給月 2 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。	⑱ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。
	⑨ 支給月 3 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。	⑱ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。
	⑨ 支給月 4 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。	⑱ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。
5	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 元	⑧ 月	⑨ 昇給	⑩ 降給	⑪ 適及支払額	⑫ 総計	⑬ 平均額	⑭ 修正平均額
	⑨ 支給月 1 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。	⑱ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。
	⑨ 支給月 2 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。	⑱ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。
	⑨ 支給月 3 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。	⑱ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。
	⑨ 支給月 4 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。	⑱ 昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。

※ 「⑨給与支払月」とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。
※ この届書には「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬月額の算定の特例」を申し立てる者の届出のみ記載してください。
※ この届書には「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の改定に係る申立書」を必ず添付してください。
(複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。)

この届書は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、報酬の大幅な変動があった場合に、「報酬月額額の算定の特例」による特例改定を行うためにご提出いただくものです。

- ・特例改定の対象者となるのは、以下のすべてに該当した場合となります。
 - ・事業主が新型コロナウイルス感染症の影響により休業（時間単位の休業を含む。）させたことにより、報酬が著しく低下した月（令和2年4月から7月までのいずれか1か月。以下「急減月」という。）に休業が生じた者である場合。
 - *「休業」とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全1日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において1時間以上労働することができない状態をいいます。
 - ・急減月に支払われた報酬の総額（1か月分）に該当する標準報酬月額が、改定前の標準報酬月額より2等級以上低下している場合。
- ・特例改定により改定することについて、対象者本人が書面により同意している場合。
- ・急減月及びその前2か月において、報酬支払の基礎となった日数が17日以上（特定適用事業所等における短時間労働者の場合は11日以上）
- ※ 本特例改定においては、通常の月額変更届における取扱いと次の点が異なりますので、ご注意ください。
 - ・急減月の1か月の報酬を用いて、その翌月分の保険料から標準報酬月額を改定します。
 - ・基本給や日給等の基礎単価の変動などの固定的賃金の変動の有無に関わらず、改定前の標準報酬月額より2等級以上低下していれば該当します
 - ・急減月に報酬が支払われていない場合も対象とし、その場合は、最低等級の標準報酬月額により改定します。
 - ・報酬の支給の有無に関わらず、事業主からの休業命令や自宅待機指示等により使用関係が継続している場合は、報酬支払の基礎日数に含みます
 - ・特例改定の対象となる保険料は、令和2年5月分から8月分の保険料のみとなります。
 - ・特例改定の届出を行う際には、事業主が作成した「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書」の添付が必要で
- ・本特例改定により7月・8月に改定となった被保険者は、休業が回復した月（報酬支払の基礎日数が17日以上となった月）以後の継続した3か月の平均の報酬が2等級以上上昇したときには、固定的賃金の変動の有無に関わらず、随時改定の届出が必要となります。
- ・70歳以上の方について提出する場合は、「⑮備考」欄の「1. 70歳以上被用者月額変更」を○で囲み、個人番号（又は基礎年金番号）を「⑮個人番号」欄にご記入ください。

【令和2年5月に支払われた給与が急激し、6月から標準報酬月額を改定する場合の記載例】

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑦ ⑦ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑩ 備考	
	⑨ 給与 支給月	⑩ 給与計算の 基礎日数	報酬月額		⑭ 総計		⑮ 平均額		⑮ 備考	
			⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑯ 修正平均額				
1	①	99	② 年金 太郎		③ 5-630503		④ 2 6 月			
	⑤	300	⑥	300	⑦ 昇(降)給	1. 昇給 2. 降給	⑧ 遡及支払額		⑩ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(特例改定)	
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計			
	5 月	30 日	150,000 円		150,000 円		150,000 円			
	⑮ 修正平均額	150,000 円								

記入方法

- 提出者記入欄
- ：事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号をご記入ください。
事業主の押印は、署名（自筆）の場合は必要ありません。
- | | |
|---------|--------|
| 事業所整理記号 | 01-イロハ |
|---------|--------|
- ①被保険者整理番号：資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ずご記入ください。
- ③生年月日：該当する元号の番号と、年月日を下図のようにご記入ください。
【元号】 1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成 9. 令和 ③ 5-630503
【記入例】 昭和63年5月3日の場合
- ④改定年月：標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。「⑨給与支給月」に記載した月の翌月が改定年月となります。
- ⑤従前の標準報酬月額：現在の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。
- ⑥従前改定月：「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月をご記入ください。
- ⑦昇(降)給：急減月をご記入ください。また、あらかじめ「2. 降給」に○を付していますので、改めての記載は不要です。
- ⑧遡及支払額：急減月に遡及分の支払があった場合は、急減月と遡及差額の金額をご記入ください。
- ⑨給与支給月：急減月をご記入ください。
- ⑩給与計算の基礎日数：月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。
本特例に限り、報酬の支給の有無に関わらず、事業主からの休業命令や自宅待機指示等により使用関係が継続している場合は、報酬支払の基礎日数に含みます。※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。
- ⑪通貨によるものの額：給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。
※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額をご記入ください。
- ⑫現物によるものの額：報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)
- ⑬合計：「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。
- ⑭総計：記載は不要です。
- ⑮平均額：記載は不要です。
- ⑯修正平均額：急減月に係る「⑬合計」欄の金額をそのままご記入ください。
- ⑰個人番号(基礎年金番号)：70歳以上被用者の方のみご記入ください。また、本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。
基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。
- ⑱備考：「1. 70歳以上被用者月額変更」は、被用者が70歳以上の方の場合に、○で囲んでください。
「2. 二以上勤務」は、被保険者(70歳以上被用者)が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。
「3. 短時間労働者」に該当する場合は、○で囲んでください。
「5. 健康保険のみ月額変更」は今まで健康保険に加入していた被保険者が、70歳到達時の契約変更等の理由により健康保険のみ月額変更となる場合(70歳以上被用者月額変更には該当しないケース)に○で囲んでください。
「6. その他」には、あらかじめ○で囲み、()内に「特例改定」と記入していますので、改めての記載は不要です。

お知らせ

- ・固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの（基本給・家族手当・住宅手当等）のことです。
- ・「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1か月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公等に属する事業所及び被保険者数が常時501人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条を満たした者をいいます。
- ・届出内容や本人同意を確認できる書類については、本届出への添付は不要ですが、後日確認する場合がありますので、届出日から2年間は保存してください。
- ・同一の者が本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後に変更を行うことはできません。

月額変更届【特例】用

被保険者報酬月額変更届（特例改定用）
令和2年 月 日提出 記号番号

全国設計事務所健康保険組合理事長 殿

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、被保険者の報酬が特に著しく減少しているため、健康保険被保険者の標準報酬月額変更届を提出するにあたり、以下のすべてに該当するとともに、健康保険法第44条第1項における「報酬月額の算定の特例」にて標準報酬月額を改定していただくよう申し立てします。

※ 申立てにあたり、以下のすべての項目に該当していることを確認し、チェック☑してください。

☐ 以下のすべての項目に該当しています。

1 改定の対象となる被保険者は、新型コロナウイルス感染症の影響により休業（時間単位の休業を含む。）させたことにより、届出の対象月において、当該月の報酬の総額が従前の標準報酬月額より2等級以上減少していることを確認しています。

* 「休業」とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全1日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において1時間以上労働することができない状態をいいます。

* 届出の対象月とその前2か月の全ての月に、報酬支払の基礎日数が17日以上（特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上。以下同じ。）あることが必要です。

2 改定の対象となる被保険者本人から、「報酬月額の算定の特例」により改定すること及び改定内容について、書面により同意を得ています。

※ 届出により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

3 改定の対象となる被保険者について、これまでにこの特例による届出を行っていません。

4 改定の対象となる被保険者が、「報酬月額の算定の特例」の要件に該当することが確認できる書類及び被保険者本人の書面による同意書を、届出日から2年間保管します。

【7月又は8月改定となる被保険者に係る届出の場合】

5 改定後、休業が回復した月（※）から3か月の間に支給された報酬の平均が、改定後の標準報酬月額より2等級以上増加する場合は、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、随時改定の届出を行います。また、そのことについて、改定の対象となる被保険者本人から、書面により同意を得ています。

※ 休業が回復した月は、実際に報酬を支払った日が17日以上ある月をいいます。

6 厚生年金保険においても、同様の特例改定の手続を行います。

【提出者記入欄】

上記の内容に誤りはありません。

令和 年 月 日提出

事業所番号	
事業所所在地	〒
事業所名称	
事業主氏名	印
電話番号	

※ 事業主氏名が自署の場合は、押印は不要です。

※ 複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。

※ 同一の被保険者について、本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後の変更はできません。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る同意書
(月額変更届(特例)用)

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、被保険者の報酬が特に著しく減少しているため、下記のとおり、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項の規定による「報酬月額の算定の特例」によって標準報酬月額を改定することについて同意します。

記

- 1 本特例により、下表の報酬月額に基づき、給与支給月の翌月(以下「改定月」という。)から標準報酬月額が改定され、改定月分から次に改定されるまでの間の健康保険・厚生年金保険料に適用されること。

(表中の事項は事業主が記載)

給与 支給月	報酬月額			改定年月 (給与支給月 の翌月)
	通貨による ものの額①	現物による ものの額②	合計(①+②)	
2年 月	円	円	円	2年 月

※ 届出により保険料が遡及して減額した場合には、事業主から保険料の返還があります。

- 2 改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金額などが算出されること。
- 3 改定月が令和2年7月又は8月の場合(定時決定が行われない場合)は、休業が回復した月(※)から3か月の間に支給する報酬の平均が、本特例による改定後の標準報酬月額より2等級以上増加する場合は、月額変更届による届出を行うこととなること。
- ※ 休業が回復した月は、実際に報酬を支払った日が17日以上(特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上。)ある月をいいます。
- 4 本特例による標準報酬月額の改定が行われた後に、この同意を撤回することはできないこと。

令和 年 月 日

被保険者氏名 _____ 印 _____

※本人の自署による場合は、押印は不要です。

※ この同意書は、報酬月額の算定の特例の届書に添付する必要はありません。
事業所において、届出日から2年間は保存してください。